

ほうかつだより

第3号

発行月：平成26年2月 発行：新潟市地域包括支援センターかめだ
〒950-0168 新潟市江南区早通 6-7-34 TEL025-383-1780



こんにちは！地域包括支援センターかめだです！！

今回は、権利擁護における高齢者の虐待についてご紹介いたします。

高齢者虐待とは？

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成18年4月から施行されています。

高齢者虐待とは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等により高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせ、人権の侵害や尊厳を奪うことを言います。

このような行為が虐待にあたります！

身体的虐待

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る。
- ・無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲をさせる。
- ・ベッドに縛りつけ、意図的に薬を過剰に服用させる。等

介護・世話の放棄、放任

- ・入浴をさせない。
- ・水分や食事を十分に与えない。
- ・室内にごみを放置する
- ・必要とする介護・医療サービスを制限する。等

性的虐待

- ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をさせる。
- ・キス、性器への接触等

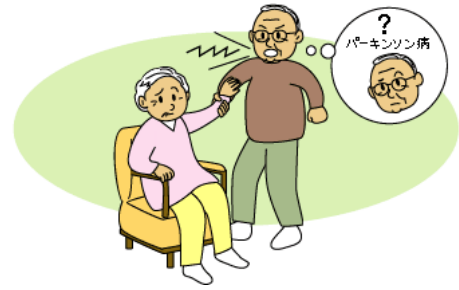
心理的虐待

- ・排泄などの失敗に対して人前で話することにより高齢者に恥をかかせる。
- ・子供扱いする。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。等

経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・本人の住宅等を無断で売却する。等

高齢者虐待が生じる背景



適切な介護の仕方や認知症の方に対しての対応の仕方がわからず、つい手をあげてしまう。介護疲れ、排泄介助への困難、折り合いが悪い、高齢者の認知症や自立度の低下等

→高齢者虐待は、様々な要因が重なり合って発生するものです。表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある様々な要因を探り、状況を把握することが大切です。

虐待を防ぐために

①気づきが早期対応に

高齢者虐待は、どこの家庭にも起こりうる可能性のある身近な問題です。私たちの小さな“気づき”が高齢者の生活や健康を守る力になります。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。区役所や地域包括支援センターに通報してください。また、虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

※守秘義務により、誰が通報したか周囲に漏れることは決してありません。安心して連絡してください。

②介護の負担を軽くするために

熱心に介護している中でいつの間にか介護負担が大きくなったり、周りに頼ることを遠慮し、1人で介護を担ってしまうこともあります。サービスを上手に利用して介護負担の軽減を図ることも可能です。介護について困った時、不安な時は、地域包括支援センターに相談してください。

